

平成19年（行ウ）第648号 開発許可処分差止等請求事件  
平成20年（行ウ）第105号、118号 訴えの追加的併合申立事件  
原告 氏名省略  
被告 渋谷区、東京都

## 上 申 書

2010年2月25日

東京地方裁判所民事第38部A1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉 藤 驍

1. 羽澤ガーデンの環境と文化に対する認識は、昨年末から今年に入り、さらに広く深くなっている。これを端的に示す昨年12月15日のフォーラム、および本年2月4日午後8時より東京メトロポリタンテレビジョン（地上波デジタル第9チャンネル）で放映された「東京MXニュース」を録画した各記録媒体をそれぞれ甲第157号証（DVD2枚）、甲第158号証（CD-R1枚）として提出する。
2. 一方、渋谷区民と「守る会」の代表は、2月12日（金）午後2時より、渋谷区役所において、渋谷区長と会見した。その詳細は近日中に提出する予定である。

要点だけ述べれば、同区長は、前回（第1回）会見の際には、羽澤ガーデンの文化財としての意義を認めざるを得なくなり、事業者側に行政指導すると約束したものの、その後、区長自らが業者と話をしたこともなくその意思もなかったため、部下を通じて業者へ知らせるとい程度の、およそ指導とか説得というには程遠いものであったこと、その原因はそもそも区長の認識と姿勢に由来することが明らかとなったが、それでも「守る会」から文化に対する認識を強く求められ、もう一度「あたってみる」という言明をしたことである。

以 上